

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 2 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、国民年金に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

南国市長

公表日

令和5年8月28日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | 国民年金法に基づき、市内に居住する20歳以上60歳未満の住民を被保険者として管理し、国民年金に係る事務を、年金事務所と協力して行う。住民票の異動に伴う資格の取得・喪失や、免除の申請に係る事務を行う。 特定個人情報とは以下の事務で取り扱う。 ・国民年金法に基づく法定受託事務である被保険者や受給権者からの届出の受理及び報告に係る事務 ・国民年金法に基づく法定受託事務である受給権者からの裁定請求、その他の給付や被保険者からの保険料免除等に関する届出・申請の受理及び事実の審査、報告に係る事務 |
| ③システムの名称 | 国民年金システム 社会保険オンラインシステム 個人住民税システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民年金情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一31項 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの 【各手続の根拠】 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第3条、第10条、第12条、第14条、第87条の2、第89条、第90条、第90条の2、第90条の3、第92条の3、第92条の4、第105条、第105条の1、第109条の2、第109条の4、第109条の10、附則第5条、平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第19条、第23条国民年金法施行令第1条の2、第6条の3、第6条の5、第6条の6、第6条の7、第6条の8、第6条の8の2、第6条の9、第6条の10、第6条の11、第6条の12、第9条の9の2 国民年金法施行規則第1条の2、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条、第72条の4、第74条、第74条の2、第75条、第76条、第76条の2、第77条、77条の2、第77条の3、第77条の4、第77条の5、第77条の6、第77条の7、第77条の8、第77条の9、第78条の2、78条の3、第78条の5、第78条の6、第81条、第83条の4、第84条、第85条の2、第99条 独立行政法人農業者年金基本法第17条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所市民課 TEL 088-880-6555(直通) |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|--------------------------|---|
| 連絡先 | 〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551(直通) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|-----------------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 |
| <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 |
| <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 | |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] |
| <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [課題が残されている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------|--|--|------|------------|
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 | ②所属長 課長 島本 佳枝 | ②所属長 課長 崎山 雅子 | 事後 | 人事異動後 |
| 平成29年6月12日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | いつの時点の計測か 平成26年1月31日時点 | いつの時点の計測か 平成29年6月1日時点 | 事後 | 計測時点の更新 |
| 平成29年6月12日 | II しきい値判断項目 1. 取扱者数 | いつの時点の計測か 平成26年1月31日時点 | いつの時点の計測か 平成29年6月1日時点 | 事後 | 計測時点の更新 |
| 平成29年6月12日 | I 関連情報 1. 特定湖尾人情報ファイルを取り扱う事務 | ③システムの名称 国民年金システム 社会保険オンラインシステム 住民基本台帳システム 個人住民税システム 宛名連携システム | ③システムの名称 国民年金システム 社会保険オンラインシステム 個人住民税システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー | 事前 | システムの表記を変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------------|--|---|------|-----------------------|
| 平成29年6月12日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | 法令上の根拠 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一31項 【各手続の根拠】 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第3条、第10条、第12条、第14条、第87条の2、第89条、第90条、第90条の2、第90条の3、第92条の3、第92条の4、第105条、第105条の1、第109条の2、第109条の4、第109条の10、附則第5条、平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第19条、第23条国民年金法施行令第1条の2、第6条の3、第6条の5、第6条の6、第6条の7、第6条の8、第6条の8の2、第6条の9、第6条の10、第6条の11、第6条の12、第9条の9の2 国民年金法施行規則第1条の2、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条、第72条の4、第74条、第74条の2、第75条、第76条、第76条の2、第77条、77条の2、第77条の3、第77条の4、第77条の5、第77条の6、第77条の7、第77条の8、第77条の9、第78条の2、78条の3、第78条の5、第78条の6、第81条、第83条の4、第84条、第85条の2、第99条 独立行政法人農業者年金基本法第17条 | 法令上の根拠 【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一31項 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの 【各手続の根拠】 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第3条、第10条、第12条、第14条、第87条の2、第89条、第90条、第90条の2、第90条の3、第92条の3、第92条の4、第105条、第105条の1、第109条の2、第109条の4、第109条の10、附則第5条、平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第19条、第23条国民年金法施行令第1条の2、第6条の3、第6条の5、第6条の6、第6条の7、第6条の8、第6条の8の2、第6条の9、第6条の10、第6条の11、第6条の12、第9条の9の2 国民年金法施行規則第1条の2、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条、第72条の4、第74条、第74条の2、第75条、第76条、第76条の2、第77条、77条の2、第77条の3、第77条の4、第77条の5、第77条の6、第77条の7、第77条の8、第77条の9、第78条の2、78条の3、第78条の5、第78条の6、第81条、第83条の4、第84条、第85条の2、第99条 | 事後 | 主務省令が定められたため |
| 平成29年6月12日 | I 関連情報 4. 情報提供てっとワークシステムによる情報連携 | ①実施の有無 実施する | ①実施の有無 実施しない | 事後 | 情報照会は市町村長の行う事務でないため訂正 |
| 平成29年6月12日 | I 関連情報 4. 情報提供てっとワークシステムによる情報連携 | ②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供・照会の根拠):(47. 48項) | | 事後 | 情報照会は市町村長の行う事務でないため訂正 |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | いつの時点の計測か 平成29年6月1日時点 | いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点 | 事後 | 計測時点の更新 |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | いつの時点の計測か 平成29年6月1日時点 | いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点 | 事後 | 計測時点の更新 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------|--------------------------|--------------------------|------|--------------|
| 平成30年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 | いつの時点の計測か 平成29年6月1日時点 | いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点 | 事後 | 計測時点の更新 |
| 平成30年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 | いつの時点の計測か 平成29年6月1日時点 | いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点 | 事後 | 計測時点の更新 |
| 平成31年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1..対 象人数 | いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点 | いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |
| 平成31年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱 者数 | いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点 | いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |
| 平成31年4月1日 | Ⅳ リスク対策 | (新規) | (新規) | 事後 | 項目が新規に追加された |
| 平成31年4月1日 | 5. 評価実施機関における担 当部署 | 課長 崎山雅子 | 課長 | 事後 | 項目の変更 |
| 令和2年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1..対 象人数 | いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点 | いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |
| 令和2年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱 者数 | いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点 | いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |
| 令和3年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1..対 象人数 | いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点 | いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |
| 令和3年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱 者数 | いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点 | いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |
| 令和3年4月1日 | Ⅳ リスク対策 8監査 | 実施の有無【自己点検】 | 実施の有無【内部監査】 | 事後 | 点検方法の変更 |
| 令和4年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1..対 象人数 | いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点 | いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |
| 令和4年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱 者数 | いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点 | いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |
| 令和5年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 1..対 象人数 | いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点 | いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |
| 令和5年4月1日 | Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱 者数 | いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点 | いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点 | 事後 | 提出時の最新の時点に変更 |